賃貸マンション

アルフラット赤堤

東急世田谷線 京王線『下高井戸』駅 徒歩5分
京王線『桜上水』駅 徒歩6分

Architectual data 建築概要

■名　称 アルフラット赤堤
■所在地 東京都世田谷区赤堤5-42-5 MAP
■構　造 重量鉄骨造 地上3階建
■施　工 積水ハウス株式会社
■竣　工 2019年1月
■総戸数 10戸

Rent 賃貸条件

■敷金 1ヶ月分
■礼金 1ヶ月分
■共益費 6,000円
■鍵交換費用 22,000円(税込)
■契約形態 普通賃貸借契約2年間
■更新料 新賃料の1ヶ月分
■入居日 即入居可
■その他 事務所不可／楽器不可／ペット飼育不可／民泊禁止
〈パレット電気〉利用必須 ※入居退去時の手続き不要
■解約予告 退去日の1ヶ月前
■退室時クリーニング費用 44,900円(税別)
■指定保証会社 ※利用必須
〈らくらくパートナー〉
【初回事務手数料】22,000円(税込)※法人の場合33,000円(税込)
【月額保証料】家賃・管理費 合計の1%※法人の場合1.2%
【安心サポート24プラス】月額888円※法人の場合890円

＊契約開始日は審査承認日より最長2週間以内でご設定下さい。

※現況と図面が異なる場合は現況を優先いたします。

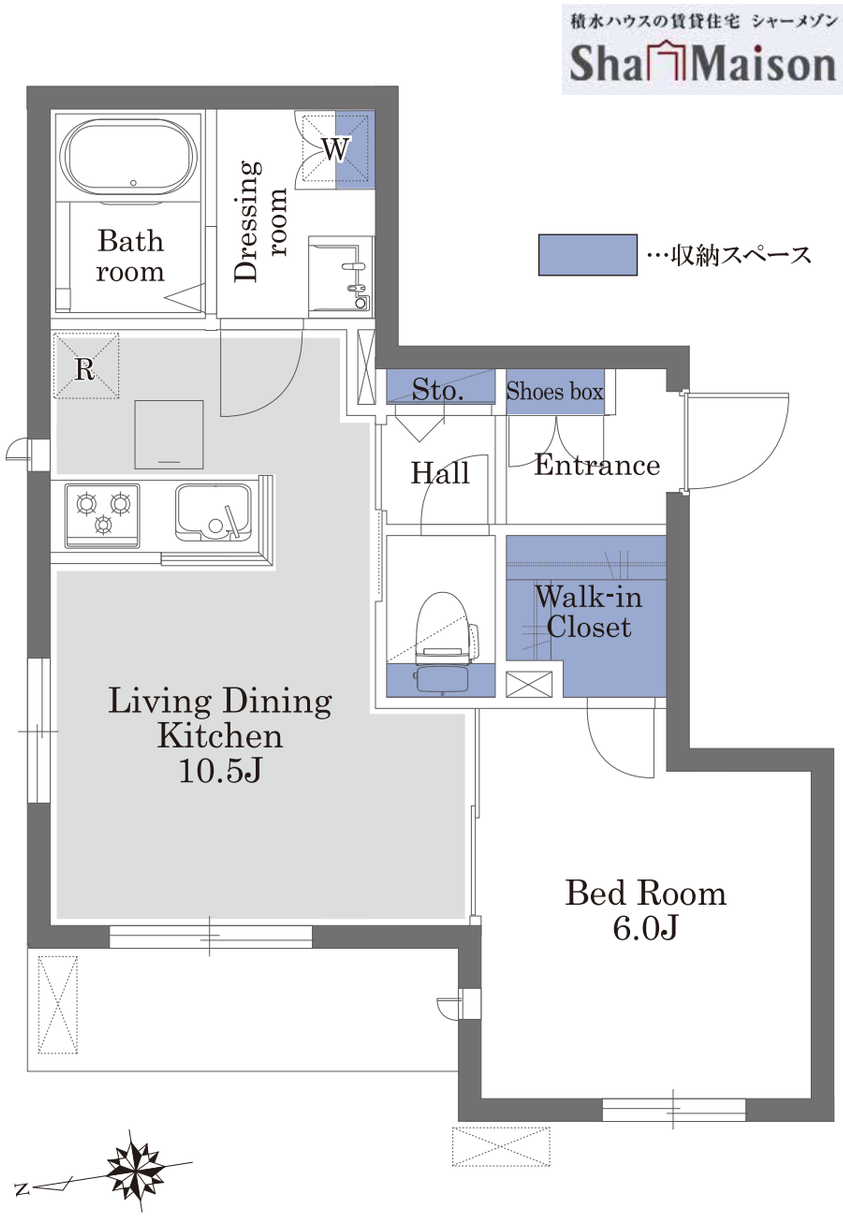

Equipment 設備概要

フローリング(全室)
高遮音床(SHAIDD55)
エアコン(全室)
遮熱断熱ペアガラス
ガスコンログリル付
食器洗浄機
シャンプードレッサー
エレベーター
オートロック
TVモニタ付インターフォン
追焚
浴室乾燥機
24時間換気システム
多機能便座
BS/CS(要別途契約)
光インターネットギガプライズ(Wi-Fi付・無料)
宅配BOX
SECOMセキュリティ
ダストBOX
駐輪場(各戸1台無料)
耐震等級3級

101号室	2LDK 41.40㎡(12.52坪)	賃料 139,000円(共益費 6,000円)

CLICK! お部屋の画像・初期費用計算等はこちらをCLICK!

MAST

東京都知事免許(8)第55712号
ACCESS REALTY CO.,LTD.
株式会社アクセス・リアルティー
営業時間 平日 9：30～18：00／土日祝 9：30～17：00
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1－20－1 パークアベニュー5F
TEL 03(3479)7107
FAX 03(3479)7155
URL https://access-r.co.jp/ E-mail chintai@access-r.co.jp

■取引態様 専任媒介

CLICK! お問合せフォーム

※仲介手数料として賃料の1ヶ月分(別途消費税)が必要です。
※退室時の室内クリーニング費用は借主の負担となります。
※ご契約時に、借家人賠償責任担保特約付き火災保険へご加入いただきます。
※前家賃は当月分日割りと翌月分までお支払いただきます。
※ご契約は弊社にご来社いただきます。(左記住所参照)

■必要書類■ 契約者様：身分証明書・収入証明
※法人契約の場合、別途お問い合せ下さい。

安心サポート24プラス

いつでも受付

緊急時の駆けつけ

応急処置のアドバイス

月額800円（税別）　24時間365日受付　0120-052-999

日常生活で起こり得る「大きな困りごと」や「小さな困りごと」。そんなトラブルが起こった場合、どこに電話をしていいのか分からない、日中は仕事で連絡ができない…など。そんな入居者の方の声から生まれたサポートサービスです。

住まい設備のトラブル発生!!

賃貸入居者様

カギのサポート
- カギを失くしてしまった
- 内鍵がかかって開かなくなった

ガスのサポート
- ガスレンジが点火しない
- ガスの元栓をひねってもお湯が出ない

突発的なトラブルでも
安心対応!!

24時間365日緊急サポート

6つの安心で
快適生活をパーフェクトサポート

水廻りのサポート
- トイレがつまった
- 台所の蛇口から水漏れしている

電気設備のサポート
- 落雷でブレーカーが落ちた
- 電気が突然切れた

コールセンター → 専門スタッフ

ガラスのサポート
- 突風でガラスが割れた
- 子どもがガラスを割ってしまった

暮らしのサポート
- 安否確認
- 室内の警報器が鳴りやまない

無料の範囲ってどのくらい?

入居者様（利用者様）に過失責任がある場合でも、緊急駆けつけによる基本料金・出張費・到着後60分の「作業費用」は「無料」です。但し、部品代や特殊な作業、自然損耗による補修又は交換による別途費用が発生する場合は、事前に利用者様又は管理会社に作業内容及び費用負担の説明、確認をさせていただいてから作業を行います。作業終了後に突然高額な費用請求等をされる心配はありません。

※1. 利用者様の故意過失によるトラブルで部材代・特殊作業費が発生した場合は、利用者様のご負担になります。※2. 60分を超える作業の場合は、10分毎に1,500円（税別）の延長手数料が必要となります。※3. 地域や作業内容によって即日対応できない場合や作業員が現地到着まで時間を要する場合がありますので予めご了承ください。※4. 離島・山岳地域など一部対応できない場合がありますので予めご了承ください。※5. トラブル内容によっては利用者様ご本人に警察などの専門機関に対応をお願いする場合がございます。詳しくは会員規約をご覧ください。

盗難転居サポート

空き巣被害にあって同じ部屋に住みたくない…そんな方へ、新しい部屋での再出発のための**10万円**をバックアップします。

※会員規約に基づき、室内において侵入盗難被害に逢い、お引越しをする場合において適用されます。

健康医療相談サポート

突然の体調不良・不意の怪我など、健康面でのトラブルに医療機関などの専門医をご紹介します。

※当社が治療・診断を行ったり、トラブルを解決するものではありません。

※積和不動産の専用商品です。

安心サポート24プラス
会員規約

第1章　総則

第1条（適用関係）

1. この会員規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社アクトコール（以下「当社」といいます。）が運営する安心サポート24プラス（以下「本サービス」といいます。）の提供及びその利用に関して適用されます。積和不動産株式会社（以下「代理店」といいます。）が以下に記載する方法により管理する物件において、代理店を通して本サービスの提供及びその利用に関して適用されます。
<管理方法>
①代理店が所有する。
②代理店が転貸するため借受ける。
③代理店が賃貸物件の所有者から家賃等の集金管理委託を受ける。
2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規定は会員が容易に知りうる状態に置かれた時点でこの本規約の一部を構成するものとし、本規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されて適用します。

第2条（定義）

1. 「会員」とは、この本規約に同意の上、当社所定の手続（以下「加入申込手続」といいます。）を行い、当社がこれを承諾した個人又は法人をいいます。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける、加入申込時に指定した物件をいいます。なお、本サービスの対象となるのは、居住用物件に限ります。
3. 「法人契約」とは、法人がサービス対象物件を社宅等として使用することを目的として法人名義で当社と契約し、その法人の役員、従業員その他の使用人がサービス対象物件に入居する場合をいいます。この場合、会員はその法人とし、本サービスの提供を受けることができるのは、その法人が加入申込時に指定した入居者（以下「入居者」といいます。）及びその同居人に限るものとします。
4. 「利用者」とは、個人である会員、法人契約における入居者、及びそれらの同居人を合わせたものをいい、本規約に従い本サービスを利用する者をいいます。

第3条（本サービスの利用）

利用者は、本規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。なお、本サービスの利用に際して、本規約及び諸規定の定めを遵守する義務を負うものとします。

第4条（有効期間）

1. 本サービスの有効期間の開始日は、代理店からの情報提供を受領した日、またはサービス対象物件の賃貸借契約の開始日のどちらか遅い日とします。
2. 本サービスの有効期間の終了日は、サービス対象物件の賃貸借契約が終了した日、またはサービス対象物件について当社の賃貸人もしくは賃貸人代理人の地位が他に移転しサービス対象物件でなくなった日とします。

第5条（会費）

利用者は、当社に対し、本規約とは別途に定める本サービスに係る利用料金（以下「利用料金」といいます。）を代理店又は当社の指定する方法により支払うものとします。

第6条（登録情報の変更）

1. 会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとらなければなりません。なお、登録情報の変更は会員本人による申し出により行います。
2. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。
3. 会員は、登録情報に変更があるにもかかわらず、その申し出を行わなかったときは、本サービスを受けられない場合があります。

第7条（会員資格の取消し）

利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
(1)加入申込手続の際に虚偽の申告をした場合
(2)本規約又は諸規定の定めに違反した場合
(3)不要な問合せや悪質ないたずら等を行い本サービスの業務に支障をきたした場合
(4)利用料金等を当初の支払期限より3か月以上支払わない場合
(5)暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する、又は密接な関係を有する場合
(6)その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

第8条（個人情報）

1. 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
(1)利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
(2)本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
(3)本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
(4)本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
(5)当社又は業務提携先が提供する関連サービスや商品の情報提供、販売をするためのご案内のため
2. 当社及び業務委託提携先は、本サービスの利用等を通じて当社および業務委託提携先が知り得た会員の個人情報（以下「会員の個人情報」といいます。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良な管理者の注意を持って管理するものとします。
3. 当社および業務委託提携先は、本サービスの提供に関わる業務または前項に定める目的を達成するために必要な業務を代理店及び第三者に委託することがあります。この場合、当社及び業務委託提携先は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
(1)利用者又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
(2)裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
(3)当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
(4)当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第9条（消費税率又は地方消費税率の変更）

会員は、消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、利用料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他の税込価格の料金についても同様とする。

第10条（本規約の追加変更）

本サービスの運営上、本規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、代理店の運営するホームページ上で告知するものとします。

第11条（免責）

当社は、本サービスの運営に関して故意または重過失によるものではなく利用者に損害が生じた場合、2万円を限度額として損害責任を負うものとします。

第2章　緊急サポートサービス

第12条（内容）

1. 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。なお、本サービスは現場への出動時間を保証するものではなく、地域、時間帯、天候、交通事情、作業内容等の諸般の事情により、即日対応できない場合や作業員が現地到着するまでに時間を要する場合があります。また第6号については、電話受付のみの対応とします。
(1)カギの紛失・故障等、カギのトラブル（但し、開錠対応の際には別途特殊作業費用がかかる場合があります。なお、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。）
(2)給排水設備のトラブル
(3)ガラスのトラブル
(4)ガスのトラブル
(5)電気設備のトラブル（利用者が所有する家電製品は対象外とします。）
(6)安否確認
2. 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。
3. 第1項第1号乃至第5号におけるトラブルへの現場駆けつけ対応は、応急的な解決を図るものであり、同一のトラブルにつき1回に限り提供されるものとし、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、既に現場駆けつけ対応を行ったものについて、当社は再度の現場駆けつけ対応を行わないものとします。

第13条（利用料金）

1. 利用者は、現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。但し、次の各号の場合、利用者は別途実費等を負担する場合があります（第1号の場合については負担するものとします。）。
(1)60分を超過した作業の代金（超過10分ごとに1,500円（税別）。なお、当社または業務提携先より、費用の発生および負担につきあらかじめ確認があります。）
(2)現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金（当社または業務委託提携先より、費用の発生および負担につきあらかじめ確認があります。）
(3)利用者の責に帰すべき事由により、現場駆けつけ作業員（以下「作業員」といいます。）現場到着を起点としてそれ以降に現場駆けつけ対応がキャンセルになった場合のキャンセル料（5,500円（税別）。なお当社または業務委託提携先より、費用の発生および負担につきあらかじめ確認があります。）
(4)その他前各号に関連し、当社が当社の責に帰すべき事由なく前各号以外の実費等を負担した場合
2. 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。
3. 当社および業務委託契約先は、第1項および2項の利用料金等の請求業務を、第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第14条（除外事項）

次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。
(1)建物共有設備におけるトラブル
(2)午後11時以降翌朝午前9時までの時間帯における破壊による開錠
(3)管球やフィルター等の消耗品交換
(4)利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
(5)入居当初からの故障・破損に関するトラブル
(6)原状回復および建物の施工不良（リフォーム）等に起因するトラブル
(7)地震や台風、豪雨、落雷、津波等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
(8)離島・山岳地域におけるトラブル
(9)その他当社または業務委託提携先が不適切と判断した場合

第3章　健康医療情報サポートサービス

第15条（内容）

利用者は、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、このサービスは当社が治療・診察行為を行うものではなく、また当社が直接トラブル解決を図るものではありません。

第4章　盗難転居サポートサービス

第16条（内容）

会員が加入期間中にサービス対象物件の室内（ベランダは除きます。）において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に当社が定めた見舞金10万円を給付します。

第17条（見舞金の給付条件）

見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。
(1)侵入盗難被害から1か月以内に所轄の警察署に対して被害届を提出していること
(2)侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約の申し入れの意思表示をしていること
(3)転居先として、本サービス加入時と同一の不動産会社が管理する住戸について、賃貸借契約を締結していること
(4)本サービスの有効期間中に、当社所定の申請書等を提出していること
(5)本サービスの有効期間中1回目の申請であること（2回目以降は対象外となります。）

第18条（除外事由）

次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。
(1)不在中に施錠されていなかった等、利用者の故意又は過失による場合
(2)利用者の親族、止宿人、その他サービス対象物件の居室内に出入りすることが可能な者による盗難の場合
(3)地震や台風、豪雨、落雷、津波等の天災や火災、暴動等、非常時における盗難の場合
(4)その他当社が不適切と判断するに合理的な理由がある場合

第19条（手続）

1. 会員は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行うものとします。
(1)当社所定の申請書（送金先の金融機関口座情報を含みます。）
(2)転居先の賃貸借契約書の写し
2. 前項の申請が、本規約に定められた要件をすべて満たす場合、当社又は当社の指定する者は、会員の指定した金融機関の口座に、見舞金を振込送金します。

第20条（他の補償制度との関係）

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険給付ではなく、会員への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

第5章　プレミア優待サービス

第21条（内容）

プレミア優待サービスは、当社の委託先が提携する企業より提供される会員限定優待サービスです。会員は、プレミア優待サービス専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

第22条（プレミア優待サービスの利用）

1. 会員は、優待サービスの利用に際し、プレミア優待サービスの専用ホームページに記載されたプレミア優待サービス会員規約をよく読み、同意した上で利用するものとします。
2. 会員は、専用ログインID及びパスワードでプレミア優待サービスの専用ホームページにログインすることで、会員優待サービスを利用することができます。

第23条（変更・休止等）

プレミア優待サービスは、利用者の承諾なく、また利用者への事前の通知なく、任意に会員優待サービスの全部又は一部を変更すること、又は休止することがあります。

2019年10月1日制定

【サービス運営者】
株式会社 アクトコール
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-12-5
TEL 03-5312-2300　FAX 03-5369-1056　www.actcall.jp

【販売代理店】
積和不動産株式会社
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 新宿マインズタワー3F
TEL 03-5350-3366　http://www.sekiwa.co.jp/

プレミア優待サービス
premium preferential treatment
ホテルや温泉、グルメ、レジャーなど、
全国約20,000施設が格安メンバー料金で
ご利用いただける会員優先メンバーシップです。

http://actcall.fc-club.com/
認証コード：20050127
ケータイからも簡単にご覧いただけます▶
[サービス提供元] FCクラブ事務局
※「会員登録はこちら」から上記認証コードを入力して会員登録を完了いただくとご利用いただけます。

パレット電気

ご入居中にご利用いただく
電力プランについて

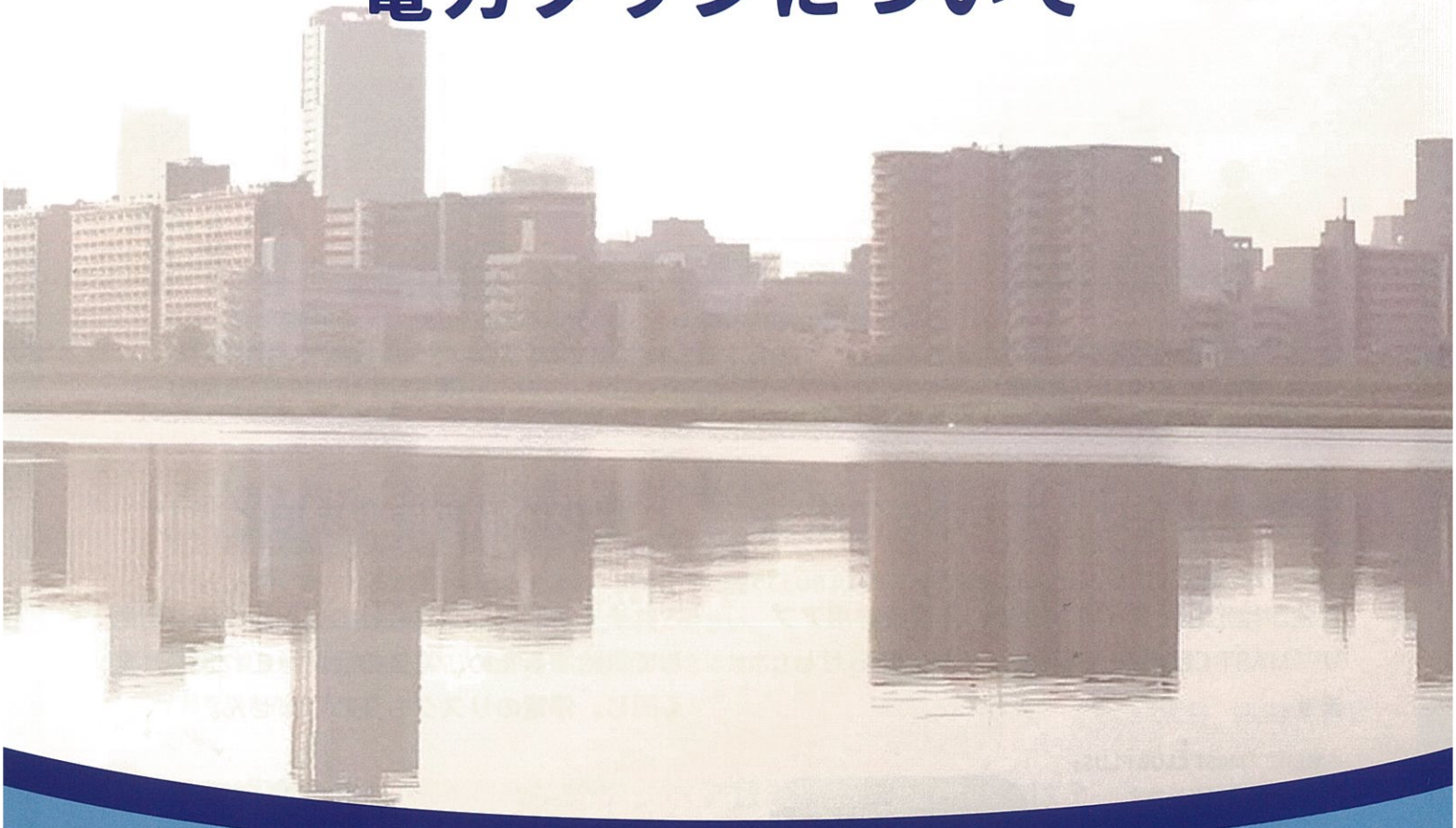

積水ハウスグループ
SEKISUI HOUSE GROUP
積和不動産株式会社

パレット電気のおすすめポイント

① 基本料金なし、使った分だけご請求

パレット電気は使用した分だけ料金が発生するから、旅行や帰省など長期不在のときは電気代がお得になる、納得のプランです。電気をほとんど使わない単身の方は年間 1,000 円程度、ファミリー世帯の方は年間 4,000 円程度安くなります。

※東京電力従量電灯 B との比較

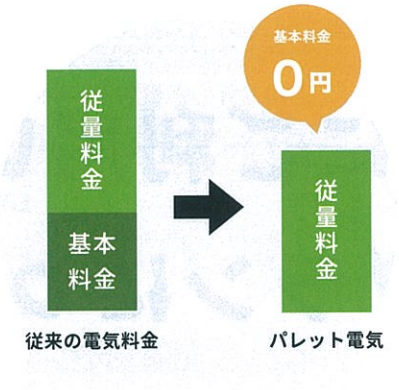

30A で 110kWh お使いの方
（電気料金 3,000 円 / 月程度）

40A で 360kWh お使いの方
（電気料金 10,000 円 / 月程度）

② 電気料金はスマホから確認

料金が確定したタイミングで、入居者専用アプリ「MAST CLUB PLUS」から毎月お知らせします。

※事前に「MAST CLUB PLUS」の利用登録が必要です。

③ 電気の品質は今までと同じ

これまでと同様に電力会社の送配電設備を利用して供給するため、電気の品質はこれまでと全く同じ。停電のリスクも変わりません。

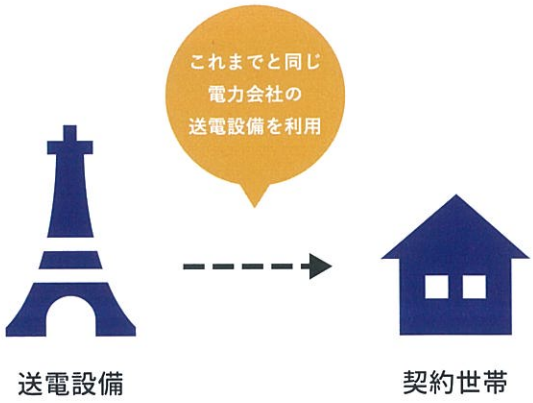

パレット電気のご利用方法

ご契約時

賃貸借契約時に使用申込書にご署名いただきます

ご入居時

賃貸借契約の開始日から電気のご利用が可能になります

ご契約時の署名だけで
契約開始日に合わせて
自動で通電されます！

電力会社への利用開始時と退去時のお手続きは不要！

よくあるご質問

どうして電気料金が安くなるのですか？

基本料金が無料のため、少ししか電気を使わなかった月は大幅に電気料金が安くなります。
また、電気を安価に調達し、各種業務をシステム化しているため、たくさん電気を使った月も必ず各地域の電力会社より電気料金が安くなります。

スマホを持っていない場合、電気料金はどうやって確認できますか？

電気料金の明細等が確認いただけるパレット電気のマイページは、スマートフォンだけではなく PC（WEB サイト）からもご利用いただけます。いずれの場合も、事前に「MAST CLUB PLUS」の利用登録が必要になりますが、詳しい登録方法については入居契約時のご案内資料をご参照ください。
なお、電気料金の明細書（紙）の郵送をご希望の場合は対応させていただきますが、諸費用として別途 150 円（税別）/ 月をいただきます。

電気料金の支払い方法や契約アンペア数を変更したい場合は？

手続きに必要な変更申込書をお送りしますので、担当窓口のイーネットワークシステムズまでお問い合わせください。
（イーネットワークシステムズの連絡先は、裏面をご参照ください）

入居開始後に他の電力会社に変更する場合、解約手数料は発生しますか？

パレット電気の解約手数料は無料です。
なお、他の電力会社と切り替え手続きを進めていただくとパレット電気は自動的に解約となりますので、解約のお手続きは特に必要ございません。

料金プラン（2019年10月1日時点）

お住まいの地域の電力エリアをご確認ください。
表にない電力エリアについては、現在供給対象外となっております。

従量電灯B ※関西電力、中国電力、四国電力エリアでは従量電灯A

電力会社	基本料金	電力量料金（円/kWh）			備考
		1段階	2段階	3段階	
北海道電力	0円	23.98＋契約容量（A）×0.284	30.27	30.92	1段階：0kWh～120kWh 2段階：120kWh～280kWh 3段階：280kWh～
東北電力	0円	18.57＋契約容量（A）×0.275	25.33	26.57	1段階：0kWh～120kWh 2段階：120kWh～300kWh 3段階：300kWh～
東京電力	0円	19.88＋契約容量（A）×0.238	26.48	27.77	
北陸電力	0円	17.85＋契約容量（A）×0.201	21.74	21.21	
中部電力	0円	21.07＋契約容量（A）×0.238	25.54	25.8	
関西電力	0円	20.62	25.8	26.71	
中国電力	0円	20.99	27.47	26.93	
四国電力	0円	21.92	26.99	27.79	
九州電力	0円	17.46＋契約容量（A）×0.247	23.06	23.61	

従量電灯C ※関西電力、中国電力、四国電力エリアでは従量電灯B

電力会社	基本料金	電力量料金（円/kWh）			備考
		1段階	2段階	3段階	
北海道電力	0円	23.98＋契約容量（kVA）×2.84	30.27	30.92	1段階：0kWh～120kWh 2段階：120kWh～280kWh 3段階：280kWh～
東北電力	0円	18.57＋契約容量（kVA）×2.75	25.33	26.57	1段階：0kWh～120kWh 2段階：120kWh～300kWh 3段階：300kWh～
東京電力	0円	19.88＋契約容量（kVA）×2.38	26.48	27.77	
北陸電力	0円	17.85＋契約容量（kVA）×2.01	21.74	21.21	
中部電力	0円	21.07＋契約容量（kVA）×2.38	25.54	25.8	
関西電力	0円	17.92＋契約容量（kVA）×3.30	21.21	23.19	
中国電力	0円	18.10＋契約容量（kVA）×3.39	24.19	23.45	
四国電力	0円	16.97＋契約容量（kVA）×3.11	22.5	22.88	
九州電力	0円	17.46＋契約容量（kVA）×2.47	23.06	23.61	

※契約容量(A)、契約容量(kVA)にはご契約のアンペア数(30A, 40A, 50A, 60A)もしくは契約容量(kVA)を入れて計算致します(例：東京電力30Aの場合、1段階料金は 19.51+30×0.234=26.53 となります。
※燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は旧一般電気事業者と同額のものを別途請求させて頂きます
※低圧電力（動力）はサービス対象外となります

ご契約内容の変更・解約、電気に関するお問い合わせはこちらまで

株式会社イーネットワークシステムズ（小売電気事業者：A0067）

0120-491-710　受付時間：9時～18時（土日祝を除く）
※緊急のご用件については全日24時間承ります。

palette_denki@enetsystems.co.jp